The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	「十訓抄」に於ける「古事談」の訓み : 動詞
Author(s)	泉, 基博
Citation	語文. 1987, 49, p. 18-28
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68768
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『十訓抄』に於ける『古事談』の訓み

——動　詞——

泉　基　博

一

変体漢文（広義）で書かれた[注1]『古事談』を如何に訓むかについては、すでに先学の研究成果があるが、中世に於いて実際『古事談』が如何に訓まれたかについては、明らかにされていないのが現状であると思う。『古事談』の訓みを解明する一方法として、『古事談』と書承関係にあるものの訓みから考察する事が考えられる。そこで『古事談』より約四十年後に成立し、書承関係もはっきりしている『十訓抄』（一二五二年成立）に於ける『古事談』の訓みを考察する事により、中世に於ける『古事談』の訓み方の一端を探って見ようと思うのである。ところで『十訓抄』の作者は、『古事談』を実際にどのようにして訓んだのであろうかという事であるが、『古事談』の本文を目で追いながら、頭の中で『古事談』の文意を取りながら訓んで行ったであろうと考えるのが妥当であると思う。ここで少し気懸なのは文意を取りながら訓むという事である。文意を取りながらも逐字的に『古事談』を訓み、その訓みをそのまま『十訓抄』に表記して行ったのであれば、何も問題はないと思うのであるが、説話の書承関係でよくある事だが、文意を第一とするあまりに『十訓抄』に於いて『古事談』の訓みをそのまま表記せず、『古事談』の本文を改変して『十訓抄』に取り入れて来たものが含まれている可能性が非常に強いという事である。そこでこの問題を解消するために、調査対象を『古事談』と『十訓抄』とが同文、あるいは同文に非常に近い箇所に限定する事にする。

次に『十訓抄』の本文についてであるが、『十訓抄』には大別して片仮名本と平仮名本とがあり、この両者は相対立するものである。又、片仮名本は完本であるが、現存平仮名本の諸本はすべて第七と第十の後半（四七話[注2]以降）の本文が欠文である。本稿ではこの両者を使用して『古事談』の訓みを考察して行くのがより良いと考え、平仮名本の欠文の部分は、『古事談』の訓みの調査対象から除く事にする。以上の観点から、『古事談』と『十訓抄』との調査対象を次のように限定した。

十訓抄				古事談	
説話番号	ページ	行	古事談を出典とする本文の箇所	ページ	説話番号
第一 六	25	1	此殿ノ……御感有ケリ	第一 24	

第一　二十　41　3　二十話全部　第一　9.
第一　二十一　44　8　同御門……御産成ヌト存候ツル」と申ケリ　第一　11
第一　二十一　45　7　宇治関白……御感有ケリ　第五　109
第一　二十一　46　5　江帥ハ……果シテ詞ノコトシ　第六　125
第一　二十五　51　3　妙音院入道…涙ヲ落テソ出ラレケル　第六　119
第一　三十一　57　6　後一条院……トソ答ラレケル　第一　14
第一　三十二　58　3　御堂入道殿……用意深カリケリ　第六　113
第一　三十三　59　3　三十三話全部　第二　33
第一　三十四　59　8　三十四話全部　第四　89
第一　三十七　62　5　帥内大臣……ニカリテオハシケリ　第二　28
第一　四十九　78　8　大江時棟……トソ云ケル　第六　122
第一　五十一　79　5　師頼……後悔千廻云々　第二　46
第三　七　101　6　七話全部　第三　81
第三　十　103　8　相撲節……心ヨカラサリケリ　第六　129
第三　十一　106　11　丹後守……有ケリト云ケリ　第四　88
第三　十五　110　4　書写性空聖人……遊宴興サメテ　第三　76
第三　十五　112　3　此聖人ハ……オカマレケリ　第三　60
第四　五　128　4　五話全部　第三　66
第五　三　147　8　後三条院……メクリアフマテ　第一　16
第五　四　148　5　楞厳院……失給ニケリ」ト云リ　第三　61
第六　十四　177　9　中納言……トソロッケ給ケル　第一　14
第六　十四　179　5　此人……此人ノ事也　第一　14
第六　十五　180　5　十五話全部　第一　15
第六　二十　190　5　白河院……御衣ヲタマハセケリ　第四　90
第六　二十四　196　4　武則……世ノオホエ事ノ外ナリ　第六　128
第六　二十八　204　11　二十八話全部　第二　47
第六　二十九　205　6　二十九話全部　第五　110
第六　三十一　207　10　粟田左大臣……感シノヽシリケリ　第六　121
第六　三十一　208　6　文章生……ト名ツケタルトソ　第五　108
第六　三十四　216　9　三十四話全部　第二　44
第六　三十八　221　7　安養尼上……カヘリニケリ　第三　62
第六　三十九　222　6　恵心僧都……返リ給ヌ　第三　60
第八　一　69　10　大納言……失ニケリ　第二　34
第八　一　70　10　実方……人云ケリ　第二　44
第九　三　85　5　一条摂政……三条東洞院トソ　第二　27
第九　十一　93　6　大治五年……例トソ　第二　45
第十　一　97　2　中納言……取出給ヘリケリ　第六　121
第十　十八　113　6　邑上帝……授ケ奉リケリ　第六　118
第十　二十　116　8　八幡……本ノ如シ　第六　115
第十　二十五　120　5　二十五話全部　第六　115
第十　三十二　126　5　法性寺……メシ加ヘラレニケリ　第六　123

＊『十訓抄』は古典文庫版による。

又、本稿の調査項目は動詞に限定した。なお使用本文については左記の通りである。

『古事談』…『新訂増補国史大系18』（本稿では漢字は当用漢字および新字体に改めた）

『十訓抄』（片仮名本）…『十訓抄上』『十訓抄下』（古典文庫）

『十訓抄』（平仮名本）…『新訂増補国史大系18』「異本十訓抄」

二

『古事談』の訓みについては、『古事談』に於いて動詞全体が片仮名表記になっているもの（「蜂アルカギリツキテ」（24、十三）[注8]）、又は動詞の活用語尾が表記されているもの（「強盗等立帰テ暫案ジテ（62、十二）」）については、訓みが明白であるので問題にならないので、本稿に於いては当然ながら、『古事談』に於いて漢字表記のみで活用語尾も表記されていないものを、『十訓抄』に於いて如何に訓んでいるかが中心になる事は言うまでもない事である。しかし『古事談』に於いて漢字表記のみで活用語尾も表記されていない箇所も、『十訓抄』に於いて『古事談』と同じ表記すなわち漢字表記のみで活用語尾も表記されていないものについては訓みが不明であるので、ここで取り扱うものは『古事談』に於いて漢字表記のみで活用語尾も表記されていない箇所が、『十訓抄』ですべて仮名表記になっているもの又は活用語尾が表記されているものという事になる。具体例をあげると

左衛門陣吉上云。縦雖二在衡一難レ参日也云々。（121、九）

右記は『古事談』の本文であるが、傍線部「云」「参」のように漢字表記のみで活用語尾も表記されていないものは如何に訓めば良いのかが不明であるが、『十訓抄』には

左衛門陣ノ吉上云ク。タトヒ在衡ナリトモ今日ハ参カタシト（片名本）

左衛門陣吉上が云。たとひ在衡なりとも、けふは参じがたしと（平仮名本）

とあるので、片仮名本では『古事談』の「云」を「イハク」と訓み（平仮名本では訓み不明）、平仮名本では『古事談』の「参」を「サンズ」と訓んだ（片仮名本では訓み不明）事がわかるのである。

以上の観点に合う『古事談』の漢字表記の動詞は、漢字一字表記と漢字二字表記のものばかりであるので、調査結果は漢字一字表記のものと漢字二字表記のものとに分け、それぞれに於ける『十訓抄』の訓みを五十音順に整理する事にした。

『十訓抄』に於ける『古事談』の漢字一字表記の動詞の訓み

ア

与（与フ、あたふ、110、十四）[注4]、誂（誂フ、□[注5]、110、十五）（誂フ、あつらふ、123、四）、逢（アフ、88、六）[注6]（アフ、88、八）（アフ、88、九）、有（アリ、14、十）（あり、24、十二）[注8]（アリ、33、十七）（あり、33、十七）（アリ、61、九）（あり、62、八）（アリ、110、十三）（アリ、113、十二）（あり、113、十三）、非（アラス、88、八）（宮アラスト、ナラス、あらず、123、三）、案（案ず、14、十二）、致（イタス、14、十四）、至（イタル、60、四）（イタル、60、五）（到ル、いたる、60、五）、（イタル、108、十三）、云（云ク、33、十六）（云ク、46、八）（いはく、88、七）（云ク、いはく、88、七）（いわく、90、十四）（いはく、108、十二）（云ク、121、九）、云（イフ、60、五）（□[注9]、いふ、60、八）（いふ、62、十一）（いふ、81、七）（いふ、129、八）（いふ、129、十二）（いふ、130、三）、謂（いふ、46、七）（いふ、60、四）（いふ、77、六）、入（いる、27、十）（入ル、いる、33、十六）、射（いる、128、七）、得（う、66、十）、伺（伺ふ、130、三）、承（ウケ給ハル、うけたまはる、28、十一）、失（ウス、108、十）、打（ウツ、89、十五）（ウツ、□、113、十）（ウツ、113、十一）（ウツ、113、十四）（うつ、128、八）（うつ、128、八）（うつ、128、十）、殴（打（片仮名本）、う

つ、182、八）、ト（占フ、うらなふ、115、十五）、怨（恨ム、44、三）、謁（謁ス（サ変とも四段とも）、125、十四）、逐（オウ、9、十一）、送（送る、61、八）、落（おつ、24、十一）（オツ、111、一）、落（オトス、□、62、九）（オトス、62、九）（オトス、62、十一）、追（オフ、をふ、128、九）、思（思フ、62、十）（思フ、おもふ、108、九）（おもふ、108、九）（おもふ、125、十四）、及（をよぶ、11、七）（およぶ、110、十四）、下（オル、129、十六）

カ 懸（かく、129、十四）（カク、129、十六）、畏（かしこまる、129、十三）、語（かたらふ、110、十四）、飼（かふ、24、十一）、帰（カヘル、14、十二）（返ル、かへる、60、十二）（かへる、66、九）、還（還ル（平仮名本）、111、二）、聞（キク、14、四）（きく、60、四）（きく、60、十）（きく、66、七）（きく、90、一）（きく、115、四）（キク、115、十五）、著（キル、45、十六）、着（キル、62、十）（きる、81、五）（キル、81、六）、具（具ス（サ変）、109、十三）、決（決ス（サ変）、130、六）、現（現ス、現ず、77、四）（現す（サ変）、88、十）、候（候す（サ変とも四段とも）、113、十二）、試（心む、129、十一）（心む、130、三）、答（答フ、こたふ、122、四）、乞（コフ、129、十二）

サ 排（サス、9、十一）、授（さづく、118、後から八）（授ク、さづく、118、後から五）、候（さぶらふ、14、十一）（候ふ、28、十）（候ふ、119、四）、醒（サム、77、六）、参（マウツ、参ず、27、七）（参ず、89、十五）（参ず、121、九）（参ず、129、八）、辞（辞す（サ変とも四段とも）、45、十六）、誦（誦ス（サ変とも四段とも）、□、81、七）、知（しる、11、八）（しる、88、十）覚[注10]（知（片仮名本）、しる、121、十四）、勧（スヽム、129、八）、弃（スツ、14、十三）、住（すむ、14、九）、存（ぞんず、11、九）（存ス、ぞんず、113、十四）

タ 立（たつ（四段）、28、十二）（タツ（四段）、90、十五）、起（立（片仮名本）、たつ（四段）、77、五）、立（タツ（下二段）、33、十七）、堪（タフ、60、七）（タフ、たゆ、45、十六）、給[注11]（タフ、24、十三）（タフ、118、後から六）、賜（給ハル、たまはる、9、十一）、賜（タマフ、90、十六）、足[注12]（タル、90、十六）、契（ちぎる、61、八）、仕（ツカウマツル、129、十五）、遣（つかはす、44、十五）、仕（ツカフ、14、六）、付（つく（四段）、90、十五）、突（ツク、130、四）、告（つぐ、61、八）、造（作ル、造る、44、十四）、勤（ツトム、14、七）、列（ツラナル、22、四）、照（照ス、てらす、77、二）、閉（とづ、77、四）、問（とふ、44、十四）（とふ、46、六）（とふ、109、十四）（とふ、118、後から八）（とふ、128、九）、取（とる、14、二）（トル、14、三）（とる、28、十一）（□、とる、62、九）（トル、62、十二）（とる、130、二）（とる、130、四）

ナ 投（ナク、90、一）、成（ナス、46、六）（ナス、108、十）（ナス、111、一）（なす、115、十四）（ナス、115、十五）、為（成ス、なす、108、八）、成（ナル、11、七）（なる、11、七）（ナル、11、八）（なる、44、三）（なる、129、十）、為（成（片仮名本）、なる、77、四）、逃（にぐ、128、八）、任（任ス、任ず、45、十五）、抜（ヌク、89、十六）、遁（のがる、14、十二）、残（残ル、47、十六）、乗（のす、109、十三）、展（ノフ、110、十六）、演（のぶ、77、四）、登（上（片仮名本）、のぼる、14、六）、騰（ノホル、47、十六）、乗（のる、77、二）

ハ 亡（亡ス《サ変とも四段とも》、47、十五）（亡す*《サ変とも四段とも》、115、十四）、計（ハカラフ、113、十四）、放（放ツ、はなつ、129、十四）、侍（侍*リ、110、十六）、晴（ハル、47、十六）、引（ヒク、130、二）、引チガフ（ヒキチカフ、129、十六）、披（ヒラク、121、十三）、開（ひ*らく、47、十六）（ひ*らく、60、六）、経（ふ*、110、十四）、吹（ふ*く、77、三）（フク、115、四）（ふ*く、115、十五）、復（復ス《サ変とも四段とも》、ふくす《サ変とも四段とも》、81、六）、塞（フタカル、33、十六）、降（フル、90、十五）、触（フル、14、十三）（フル、123、四）、隔（ヘタツ《下二段》、60、十一）（ヘタツ《下二段》、125、十四）、変（変ス、変ず、115、十四）

マ 申（申*す、14、十一）（申ス、15、五）（申ス、27、八）（申ス、119、四）（申ス、121、七）、詣（ま*ふづ、108、十一）、参（ま*いる、60、六）（ま*いる、62、十二）（ま*いる、121、九）、満（み*つ、77、六）（ミツ、108、九）、見（見ル、みる、62、八）（み*る、76、十五）（ミル、121、八）（ミル、128、八）、召（め*す、11、八）（メス、24、十三）

ヤ 焼（ヤク、47、十六）、止（ヤム、81、八）（や*む、113、十一）、遣（ヤル、14、三）（や*る、113、十三）、行（ユク、62、十）（ユ*ク、62、十）、譲（ユツル、14、三）（ゆ*づる、15、四）、依（よ*る、66、九）（ヨル、115、二）（ヨル、129、十五）

ワ 居（ヰ*ル、44、三）（ヰ*ル、118、後から八）、了（ヲハル、11、六）、終（を*はる、121、九）、終（おふ、110、十五）

右記の総語数は二三八で、異なり語数は一二八である。総語数の訓みの内訳については左記のようになる。

A　片仮名本、平仮名本の両者から同一の訓みが決められるもの……一一二例

B　片仮名本は漢字表記のみで訓みが決められないが、平仮名本から訓みが決められるもの……一〇四例

C　平仮名本は漢字表記のみで訓みが決められないが、片仮名本から訓みが決められるもの……一六例

D　平仮名本が欠文であるが、片仮名本で訓みが決められるもの……五例

E　片仮名本が欠文であるが、平仮名本で訓みが決められるもの……一例

右記の内訳で、Bが一〇四例、Cが一六例であるという事は、平仮名本では片仮名本に比べて仮名表記および活用語尾の表記が多く（漢字のみの表記が少く）、逆に片仮名本では平仮名本に比べて仮名表記および活用語尾の表記が少い（漢字のみの表記が多い）事を示しており、片仮名本と平仮名本との間には表記に相当の違いがある事がわかる。この事は両者に於ける本文表記の特徴の一つであると言えると思う。

漢語十サ変動詞と考えられる総語数は二〇で、異なり語（案、謁、具、決、現《二例》、候、参《四例》、辞、誦、存《二例》、任、亡《二例》、復、変）数は一四である。これらのうちサ変動詞と判別出来るものは、具（未然形）、決（未然形）、現（未然形、88、十）の各一例づつ三例のみである。なお平仮名本で活用語尾をザ行で訓んでいるものは、案（連用形）、現（連用形、77、四）、参（連用形、四例）、存（連用形、二例）、任（終止形）、変（終止形）である。他の謁（終止形）、候（連用形）、辞（連用形）、誦（連用形）、亡

（未然形とも命令形とも、二例）、復（連用形）はサ変か四段かの判別が出来ないものである。右記のうち、平仮名本で活用語尾をザ行に訓んでいる「現」（連用形、77、四）については、平仮名本の他の箇所でサ変に訓んでいる「現」（未然形、88、十）があるので、サ変と考えて良いと思う。なお片仮名本で「照ス」（終止形、77、二）とある「照」については、音読、訓読の両方が可能であるが、平仮名本に「てらす」とあるので、漢語十サ変動詞から除いた。又、「申ス」については五例とも未然形の例で、すべてサ行四段であるので、漢語十サ変動詞から除いた。いずれにしても、漢語十サ変動詞と考えられる右記の二〇語は、『十訓抄』では音読されたものであり、これの漢字一字表記の総語数二三八に占める割合は八・四％と非常に低い事がわかる。個々の語の性格についても考慮しなければならないが、この事から大概として言える事は『十訓抄』に於ける『古事談』の漢字一字表記の動詞の訓みの中心は、訓読であるという事である。

『十訓抄』は於ける『古事談』の漢字一字表記の動詞の訓みの中には、『古事談』で漢字表記が同一であるにもかかわらず、『十訓抄』で二通りの訓みをしているものがある。以下それらを示すと、

云…イハク、イフ　落…オツ、オトス　候…コウス、サブラフ
参…サンズ、マヰル　立…四段、下二段　賜…タマハル、タマフ
任…ツカウマツル、ツカフ　成…ナス、ナル　為…ナス、ナル
乗…ノス、ノル

これらのうち、落、立、賜、仕、成、為、乗の七語は文意からそれぞれ二通りに訓まなければならないものであるが、云、候、参の三語についてはそれぞれ二通りの訓みのうちいずれに訓んでも文意は全く変らないものである。ではこれら三語の二通りの訓みはそのつど適当になされたのであろうか、それとも何か用法上に相違があっての事であろうか。この事について考察してみようと思う。

「云」については「イハク」が七例、「イフ」が七例あるが、それぞれの箇所を『古事談』で見てみると、

『十訓抄』で「イハク」と訓んでいるもの

例1 俊賢云。無二左右一不レ可二入給一……（33、十六）
例2 独言云。入二大廟一……（46、八）
例3 国司郎従等云。此老翁……（88、七）
例4 国司云。一人当千ト……（88、七）
例5 先申云。故正キミノ朝臣……（90、十四）
例6 詣二彼寺一申云。往日……（108、十二）
例7 左衛門陣吉上云。縦雖二在衡一……（121、九）

『十訓抄』で「イフ」と訓んでいるもの

例8 無益事也ト被レ云ケレバ……（60、五）
例9 現二真金像一。ト云伽陀ヲ誦シテ……（60、八）
例10 タテマツラムト云ケレバ……（62、十一）
例11 賤僧又重テ云事ハナクテ……（81、七）
例12 弘光ト云相撲……（129、八）
例13 只被レ試候ヘカシト。度々云ケレバ……（129、十二）
例14 試候ヘト云ケレバ……（130、三）

例1から例7までと、例8から例14までとを比べて見るに、前者と後者とには明らかに「云」の使用法に相違のある事がわかる。すなわち、前者は発話内容に上接し、その発話者が以下の事を述べるという時に使用されているものであるのに対し、後者には前者のよう

な例が全く見られないという事である。この事は、『古事談』で「云」が発話内容に上接し、その発話者が以下の事を述べるという場合に用いられているものは、『十訓抄』では「イハク」と訓み、それ以外の『古事談』の「云」は、『十訓抄』では「イフ」と訓むという事がはっきりと意識された上で訓み分けられていたと考えて良いと思う。

「候」については「コウス」が一例（動詞）、「サブラフ」が三例（動詞二例、補助動詞一例）ある（片仮名本ではこれらの箇所のすべてが漢字表記のみで活用語尾も表記されていないので、「候」を如何に訓んだかは不明）が、「云」のように訓みの相違による用法上の違いは見られない。「コウス」は『十訓抄』で「有国が候しけるが」とある箇所であるが、用例が一例しかない事から考えて、「候」の活用語尾「し」は誤写とも考えられない事もないので、他の平仮名本諸本（十本）[注13]に於いて、この箇所が如何に表記されているのかを調査してみると、静嘉堂蔵本の一本（図書番号二一二六〇）にのみ「有国か候しけるか」とある以外は、すべて「有国か候けるか」である。この事は本稿使用の平仮名本と静嘉堂蔵本の一本とが伝写関係に於いて近い関係にある事を示しているだけだと言ってしまえばそれまでだが、平仮名本十一本中、二本に「コウス」という訓みがある事を全く無視してしまうわけにはいかないと思うのである。そこで『十訓抄』の片仮名本全体の「候」の訓みについて調査してみると、「サブラフ」は五三例（動詞二二例、補助動詞三一例）あり、「コウス」は次に示す一例（動詞）のみであった。

弟朝成始テ昇殿ユリテ小板敷ニ候ス

（第十の六十一話、平仮名本欠文）

右記の一例にしろ「コウス」の訓みがある以上、「候」に「コウス」の訓みが存在したと考えるのが妥当であると思う。又右記の一例と前述の「有国が候しけるが」（藤原道長の屋敷から上東門院が皇后となり、初めて入内する場所に有国がいる）の例とを考え合わせてみると、「コウス」と訓む場合は「身分の高い人の所にひかえている」という意の場合であると言える。結論としては、『十訓抄』では『古事談』の「候」の訓みには、「サブラフ」と「コウス」の訓みが存在し、「コウス」と訓む場合には「身分の高い人の所にひかえている」という意の意識があったという事になる。

「参」については「サンズ」が四例（自動詞）、「マヰル」が三例（自動詞）ある（片仮名本ではこれらの箇所のすべてが漢字表記のみで活用語尾も表記されていないので、「参」を如何に訓んだかは不明）が、両者の訓みの相違による用法上の違いは見られない。「参」の「サンズ」の訓み（四例）については、他の平仮名本諸本（十本）に於いてもすべて「サンズ」である。「参」の「マヰル」の訓み（三例）については、他の平仮名本諸本（十本）中、一本（名古屋大学蔵本）に一例（60、六）「参」と表記されている以外はすべて「マヰル」である。又、『十訓抄』の片仮名本全体では、「マヰル」が四三例（自動詞、うち九例は複合動詞）、「サンズ」が二例（自動詞）見られる。「サンズ」の二例を示すと、

内裏ニ参セラレタリケルニ（第一の二六話、平仮名本は「内裏に参たりけるに」）

教正カ参シタリケルニコソ（第四の三話、平仮名本は「あつ正がまいりたりけるに」）

以上の片仮名本、平仮名本諸本の例から見て、「参」には「マヰ

ル」と「サンズ」の二通りの訓みが存在していたと言える。

三

『十訓抄』に於ける『古事談』の漢字二字表記の動詞の訓み

ア 相具（相具ス、90、二）（相具す、129、八）、相伴（相共ナフ、109、十一）、案内（案内ス、61、九）、押領（押領ス、44、十四）、奇尊（アヤシミ貴、あやしみたうとむ、61、九）、出来（いでく、110、十五）（いで来、110、十六）（□、いでく、128、十）、云出（いひ出す、14、十三）、打過（ウチ過ク、うちすぐ、88、八）、詠出（詠シ出ス、詠じ出、119、五）、起上（オキアカル、をきあがる、130、四）、推入（ヲヽシ入、をし入、130、五）、御坐（オハシマス、118、後から九）、御坐（オハス、28、十二）、思召（思食《片仮名本》、覚しめす、121、十三）、思食（思召《片仮名本》、思召す、46、七）、仰置（仰置く、15、四）、思取（おもひとる、14、十三）、思分（思分く、46、八）

カ 掻合（カキ合、129、十三）、返置（返シ置、返してをく、62、十二）、返遣（かへしつかはす、44、十四）、返遣（カヘシャル、返しやる、46、一）、聞入（きゝ入、89、十六）、聞食（聞召《片仮名本》、きこしめす、130、六）、祈請（祈請ス、76、十五）、下向（下向ス、げかうす、115、十四）、解説（解説ス、解脱す、60、七）、顕現（顕現ス、111、一）、御覧（御覧ス、113、十一）（御覧ス、113、十三）

サ 差出（指出《片仮名本》、□、113、十）、参詣（参詣ス、108、八）、示合（示シ合、しめしあはす、109、十一）、進寄（ススミヨル、□、9、十一）、責寄（責ヨス、せめよす、130、三）

タ 託宣（吉「託」）（侘宣ス、詫宣す、115、十五）、飛散（トヒチル、24、十一）、取出（とり出、81、六）（とりいだす、121、十四）

ナ 投入（ナケ入、27、十）、投弃（ナケスツ、32、二）、抜出（ヌキ出、ぬきいだす、115、四）、望申（のぞみ申、27、七）

ハ 走出（走り出、はしり出、62、十一）、走通（走り通ル、はしりとをる、89、十六）、走参（走り参、はしりまいる、11、七）、引抜（ヒキヌク、引ぬく、129、十三）、独言（ヒトリコツ、独ごつ、46、八）、吹揚（吹上、110、十六）、奉行（奉行ス、113、十）、讃申（ホメ申ス、60、七）

マ 申成（申ナス、113、十一）、罷下（罷おる、130、一）、罷留（罷留ル、罷とゞまる、89、十六）、見放（ミハナツ、14、十二）、見遣（見ヤル、113、十三）、訪問[注14]（ムカヒ訪フ、むかひてとぶらふ、14、十）、召出（召出ス、めし出す、109、十三）、召籠（めしこむ、115、二）、召尋（めしたづぬ、123、四）、召仕（召仕ゝ、召つかふ、121、十一）、持来（モテク、もて来、62、九）

ヤ 破焼（破リタク、やぶりたく、45、十六）、遊覧（遊覧ス、33、十六）、喚返（ヨヒ返ス、よびかへす、125、十四）

ラ 列座[注15]（列座ス、46、七）

右記の総語数は六九で、異なり語数は六四である。前項の漢字一字表記の総語数二三八、異なり語数一二八に比べて、漢字二字表記の場合には総語数に対して異なり語数の占める割合が非常に高い事がわかる。又、漢字二字表記の各語について見てみるに、複合動詞の総語数は四三、異なり語数は四〇であり、漢字二字表記全体に於ける複合動詞の占める割合（総語数六二・三%、異なり語数六二・五%）が非常に高い事もわかる。個々の語の性格についても考慮しな

ければならないが、漢字二字表記のものを音読せず、複合動詞として訓読したものが非常に多いという事は、『十訓抄』で『古事談』の漢字二字表記を逐字的にとらえて訓むという意識が強かった事を示していると言えるのではなかろうか。

漢語十サ変動詞は総語数が一五で、異なり語（相具《二例》、案内、押領、祈請、下向、解説、顕現、御覧《二例》、参詣、託宣、奉行、遊覧、列座）数が一三である。なおこのうち「相具」は他のものとは性質を異にするものである（「サウグス」と音読した用例が文献に見られないので）。又、漢字二字表記のうち、「詠出」の「詠」は漢語十サ変動詞である（用例《連用形》からは四段かサ変か判別出来ないが、『十訓抄』の片仮名本全体中に、「詠セ」《未然形》、「詠スル」《連体形》の例があるので）。

『古事談』に於いて漢字表記が同一であるにもかかわらず、『十訓抄』で二通りの訓みをしているものが二例ある。

御坐…オハシマス、オハス　返遣…カヘシツカハス、カヘシヤル

「御坐」の訓みの相違についてであるが、「オハシマス」の主語は村上天皇であり、「オハス」の主語は帥内大臣（藤原伊周）であるので、この訓みの相違は『十訓抄』に於ける待遇意識から生じたものであると言える。次に「返遣」の訓みの相違についてであるが、「カヘシツカハス」の方は、清衡が俊明（大納言）に献上した黄金を俊明が返す時の訓みであり、「カヘシヤル」の方は、伊通（参議）が雅定（右大臣）の所へ借りていた蒔絵の弓を返す時の訓みである。「カヘシツカハス」という訓みは、『十訓抄』に於いて上位者から下位者へとの意識に基づいて訓まれたものであり、これも待遇意識から生じた訓みの相違であると言える。

以上『古事談』の漢字二字表記の動詞を、『十訓抄』では如何に訓んだかについて考察して来たのであるが、『十訓抄』では『古事談』の漢字二字表記（動詞）のうち、どちらか一字だけを訓んだものが相当あるので、以下この事について考察してみようと思う。

ア 出会（値《片仮名本》、あふ、66、八）、指出（出《片仮名本》、出す、129、十二）、覚悟（オホユ、109、十二）、思分（思フ、思ひわく、14、十一）、躍下（オル、28、十一）、咎下（トカメオロス、おろす、88、七）

カ 書写（カク、47、十五）、応現（現ス《サ変》、77、二）

サ 制止ス（制止ス、制す、88、八）

タ 顚倒ス（タフル、128、九）、契約（契《片仮名本》、ちぎる、110、十四）、伝得（伝フ、伝《平仮名本》、121、十二）、勤仕（ツトム、勤《平仮名本》、46、六）、来留（キタリトヽマル、とゞまる、115、四）、捕得（トラフ、からむ、90、二）

マ 参詣（参《片仮名本》、まうづ、115、十五）、参詣（参《片仮名本》、まいる、81、五）、参入（参ル、まいる、118、後から七）、引導（導《訓読み、片仮名本》、みちびく、14、十）、召出（召出ス、めす、90、十四）、召加（召加《片仮名本》、めす、129、九）

ヤ 寄合（ヨル、すゝみよる、130、一）

＊『十訓抄』に於いて訓み（音読か訓読か）が決められないもの

走出（走リ出、出《平仮名本》、11、五）、帰来（帰、61、十）、出会（出、66、八）、追来（来、77、五）、参向（参、119、四）、出来（来、129、九）

右記の各語について『古事談』の本文の文意から検討してみるに、『古事談』の漢字二字表記のうちどちらの字を訓んでも文意が通じ

るものと、『古事談』の漢字二字表記のうち必ずその字を訓まなければ文意が通じないものとがある事がわかる。前者をⅠ、後者をⅡとして分類してみると次のようになる。

Ⅰ出会、咎下、書写、制止、顚倒、契約、勤仕、参詣、参詣、召加、寄合、出会、参向

Ⅱ指出、覚悟、思分、躍下、応現、伝得、来留、捕得、参入、引導、召出、出来、走出、帰来、追来

＊傍線部は『十訓抄』に於いて訓まれた字

Ⅰのうち「出会」「参詣」は『古事談』にそれぞれ二例づつあるものであるが、「出会」については一例は片仮名本も平仮名本も「会」を訓んだものであり、他の一例は片仮名本も平仮名本も「出」を訓んだものである。又二例の「出会」は『古事談』で同一説話中に

称二所労之由一不二出会一。僧正猶大切有二可レ申事一ト被レ示ケレド。猶不二出会一。爰僧正……

とあるもので、『十訓抄』では重複を避けるために、前者は「会」を訓み、後者は「出」を訓んだものと思う。特に後者で「出」を訓んだのは、後者のすぐ後に「然者投出セ」とある本文との対応を考慮しての事と思われる。「参詣」の一例は片仮名本も平仮名本も「参」を訓み、もう一例の「参詣」は片仮名本では「参」を訓み、平仮名本では「詣」を訓んだものである。以上の事を考慮に入れて、Ⅰを見てみる時、『古事談』の漢字二字表記でどちらの漢字を訓んでも文意が通じる時は、最初の漢字を訓むというのが『十訓抄』に於ける基本方針であったようである。Ⅱからは、『古事談』の漢字二字表記のうち傍線部以外の漢字を訓んだのでは文意が通じない事から、『十訓抄』は『古事談』の文意をそこなわないように、漢字一字一字の意味を吟味しながら、訓む漢字を選択して行ったという事がはっきりとわかる。

まとめ

『十訓抄』に於ける『古事談』の訓みには、訓み分けの意識は見られないものの、「参」（サンズ、マヰル）のように音読と訓読の二様の訓みをしたもの、用法上の相違から「云」（イハク、イフ）のように二様に訓み分けたもの、待遇意識から「候」（コウス、サブラフ）、「御坐」（オハシマス、オハス）、「返遣」（カヘシツカハス、カヘシヤル）のように二様に訓み分けたものがある。又、『古事談』の漢字一字表記（動詞）に限って言えば、大概としては訓読を主としているとも言える。概括すると、『十訓抄』に於ける『古事談』の訓みの基本的態度は、『古事談』の文意を取る事を最優先にし、非常に逐字的であるという事が大きな特徴であるという事になる。

注1　『古事談上』（小林保治校注、現代思想社）昭56・11、『古事談下』（小林保治校注、現代思想社）昭56・12、『古事談巻一試訓』（古事談研究会、代表櫻井光昭）昭58・12、『古事談巻二試訓』（古事談研究会、代表櫻井光昭）昭57・10、『古事談巻三試訓』（古事談研究会、代表櫻井光昭）昭60・1、『古事談巻四試訓』（古事談研究会、代表櫻井光昭）昭61・1

注2　古事文庫版『十訓抄』の説話番号

注3　アラビア数字は『新訂増補国史大系18』の「古事談」の本文のページ数を示し、漢数字はその行数を示す。以下同じくする。

注4　アラビア数字は『新訂増補国史大系18』の「古事談」の本文のページ数を示し、漢数字はその行数を示す。又、『十訓抄』の訓みはすべ

て終止形であげる事とする。以下同じくする。

注5　『十訓抄』（平仮名本）に於いて欠語（あるいは欠文）である事を示す。以下同じくする。

注6　『十訓抄』の片仮名本と平仮名本との訓みの表記が同じ（但し、片仮名と平仮名の違いはある）場合は、片仮名本の表記のみで代表させる。以下同じくする。

注7　＊＊印は『十訓抄』の平仮名本の表記が『古事談』と同じ漢字表記である事を示す。以下同じくする。

注8　＊印は『十訓抄』の片仮名本の表記が『古事談』と同じ漢字表記である事を示す。以下同じくする。

注9　『十訓抄』（片仮名本）に於いて欠語（あるいは欠文）である事を示す。以下同じくする。

注10　頭注に「諸本作知一とある。

注11　頭注に「原作捨、今従諸本」とある。

注12　頭注に「原作定、今従谷本及十訓抄」とある。

注13　京都大学蔵本、国会図書館蔵本、彰考館蔵本、静嘉堂蔵本二本（図書番号、二一二七九、二一二六〇）、天理図書館蔵本、内閣文庫蔵本（図書番号、二六七一二）、名古屋大学蔵本（延宝六写）、武庫川女子大学蔵本、吉田幸一博士蔵本

注14　頭注に「諸本作向」とある。

注15　頭注に「原作坐、據諸本改」とある。

—武庫川女子大学教授—